

神戸市内の太陽光発電施設等の設置に関する規制が強化されます

神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（神戸市太陽光条例）について改正を行い、2025年7月1日に施行します。

1. 改正の背景

○条例制定後に生じた新たな課題

- 事業終了後の太陽光発電施設の廃棄・リサイクル等費用の不足
- 太陽光パネル等に含まれる有害物質への対応
- 太陽光発電施設が原因となる火災の発生
- 大型の系統用蓄電池を活用した新たな事業（蓄電所）の出現

⇒これらの課題に対応し、安全な市民生活および良好な自然環境を維持するため、規制を強化します。

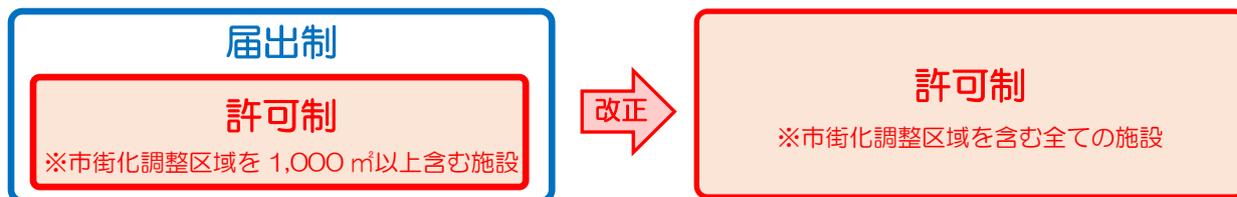
2. 改正の概要

（1）規制対象区域の拡大・施設の追加

- ・市街化調整区域を含む全ての太陽光発電施設に許可を義務付け

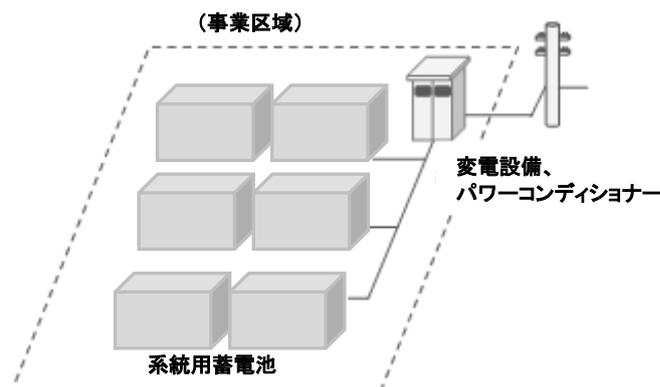
（面積要件の撤廃）

＜事業区域に市街化調整区域を含む太陽光発電施設の手続＞



- ・蓄電所※を新たに条例の対象（特定施設）に規定

＜蓄電所のイメージ＞

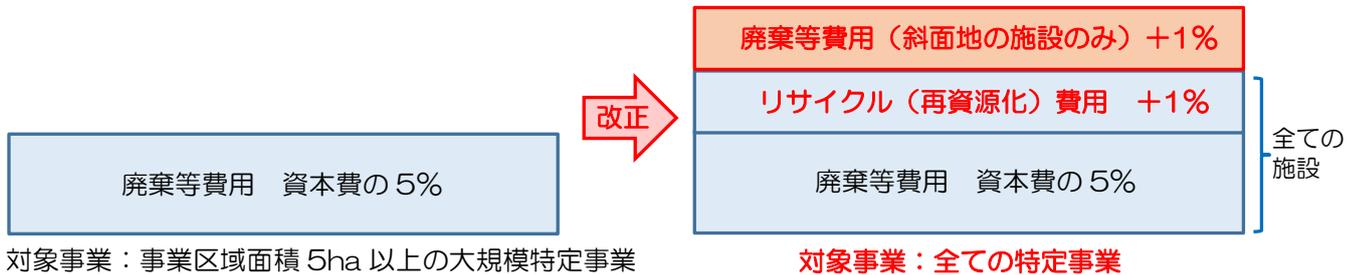


※蓄電所

出力1万kw以上又は容量8万kWh以上の系統用蓄電池から放電する事業であって、蓄電池のみで独立して設置されるもの

(2) 保証金の額、対象事業の見直し

- 全ての特定施設に保証金の預入を義務付け（面積要件の撤廃）
- 保証金にリサイクル（再資源化）費用を上乗せ（資本費の1%）
- 傾斜地にパネルを設置する場合に保証金を上乗せ（資本費の1%）



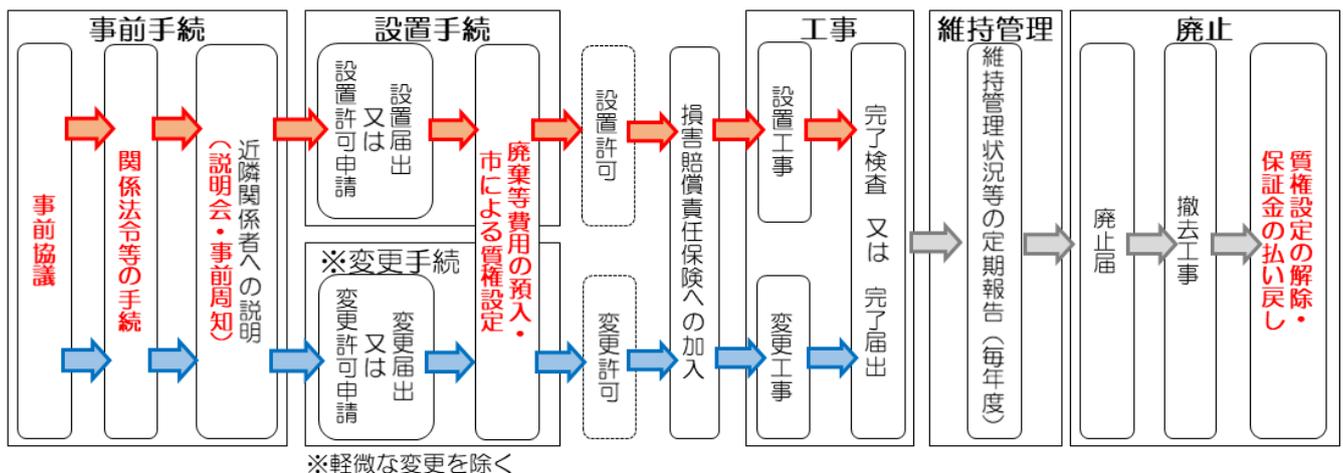
(3) 許可要件等の強化

- 全ての特定施設に損害賠償保険への加入を義務付け（面積要件の撤廃）
- 決壊による水害等により被害を及ぼす可能性があるとして判定されている農業用ため池への特定施設の設置を禁止

(4) 許可申請時の手続き・記載事項の追加

- 許可申請・届出前の「事前協議制」を新たに規定
- 近隣関係者への説明方法・範囲・内容等を新たに規定、結果の提出を義務付け
- 関係法令（森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法等）に基づく手続き状況を記す書類の提出を義務付け

< 条例手続の標準的な流れ >



➡: 新規設置手続 ➡: 既存施設の事業計画変更手続 ➡: 設置後の手続

赤字: 新設又は対象事業・施設の拡大

神戸市環境局 環境保全課

神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST2 階

Tel : 078-595-6217

URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/kaihatsu/plan/pv.html>